

安全設備規則

規則

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 87 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 12 月 27 日 規則 第 87 号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期*

-5.を次のように改める。

-5. 臨時検査

臨時検査は登録検査，年次検査，中間検査及び定期検査の時期以外のいずれかに該当するときに行う。検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(3)は省略)

附 則（改正その 1）

1. この規則は，2019 年 12 月 27 日から施行する。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.20 進水装置及び乗込装置（LSA コード 6.1）

3.20.1 一般要件*

-5.及び-6.を次のように改める。

-5. 進水装置及びその付着品（ウィンチの制動装置を除く）は，最大使用荷重の 2.2 倍以上の荷重による工場における静的試験に耐える十分な強さを有しなければならない。

-6. 構造部材及び進水装置とともに使用するすべての滑車，つり索，アイ・プレート，リンク，締め具及びその他のすべての取付け物は，最大使用荷重及び使用材料の引張強さに基づく安全係数以上で設計しなければならない。~~ダビッド及び~~ウィンチの構成部品を含む，全ての構造部材に適用する最小安全係数は 4.5 とし，また，つり索，つり鎖，リンク及び滑車に適用する最小安全係数は 6 でなければならない。

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.1 航海設備

2.1.23 デジタル選択呼出装置*

-2.を次のように改める。

-2. A4 水域又は A3 水域を航行する船舶には、HF デジタル選択呼出装置（HF で運用するデジタル選択呼出装置をいう。）を船橋その他の本会が適当と認める場所に備えなければならない。ただし、インマルサット直接印刷電信~~又は~~若しくはインマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話を備える船舶及び本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶にあっては当該装置の備え付けを要しない。

2.1.24 デジタル選択呼出聴守装置*

-2.を次のように改める。

-2. A4 水域又は A3 水域を航行する船舶には、HF デジタル選択呼出聴守装置（HF で運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。）を船橋その他の本会が適当と認める場所に備えなければならない。ただし、インマルサット直接印刷電信~~又は~~若しくはインマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話を備える船舶及び本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶にあっては当該装置の備え付けを要しない。

2.1.30 補助電源*

-1. 船舶には、常に必要な電力が充電されている蓄電池により構成される独立の補助電源を備えなければならない。

-2. 前-1.の規定により備える補助電源は、航行水域に応じて表 2.1 に掲げる設備に対し、給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち本会が必要と認めるものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

-3. 前-1.により備える補助電源は、表 2.1 に規定する設備に対し、鋼船規則 H 編 3.3 に規定する非常電気設備の要件を満たす船舶にあっては 1 時間、それ以外の船舶にあっては 6 時間以上給電することができるものでなければならない。ただし、本会が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、本会が適当と認める時間によることができる。

表 2.1 を次のように改める。

表 2.1 補助電源からの給電が要求される設備

補助電源からの給電が要求される設備	航行水域			
	A1	A2	A3	A4
(a) VHF デジタル選択呼出装置及び VHF 無線電話	○	○	○	○
(b) MF デジタル選択呼出装置, MF 直接印刷電信及び MF 無線電話		○	○	○
(c) インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話又は本 会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信及び本会が適当と 認める移動衛星業務による無線電話			○	○
(d) HF デジタル選択呼出装置, HF 直接印刷電信及び HF 無線電話			○	○
(e) 国内法による予備の(a)から(d)の設備	○	○	○	○
(f) その他本会が必要と認める設備	*	*	*	*

(備考)

○：補助電源からの給電を必要とする。

*：本会の定めるところによる。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

安全設備規則検査要領

要
領

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 55 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 検査の実施及び時期

-1. 本規則に規定する年次検査，中間検査及び定期検査は，**鋼船規則 B 編**に規定する年次検査，中間検査及び定期検査を行うときに行う。

-2. 規則 2 編 1.1.3-5.にいう，「本会が適当と認める検査方法」とは，通常 of 検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

~~-3.~~ 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。

(1) プッシャーバージ

推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は，次によること。

(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が**鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)**又は**(2)**のいずれかに該当し，かつ，推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合，それらの船舶は，2018 年 7 月 31 日までに，**規則 1 編 1.1.1-9.**に規定する要件を満たしていることを，検査により確認を受ける。

(b) 推進機関及び帆装を有しない船舶が**鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)**及び**(2)**のいずれにも該当せず，かつ，推進機関を有する船舶が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合，当該推進機関を有する船舶は，2018 年 7 月 31 日以後の最初の定期的検査の時期までに，**規則 4 編 2.1.4-3.**に規定する要件を満たしていることを，検査により確認を受ける。

(2) 極海航行船

2017 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった**鋼船規則 I 編 1.1.1-2.**に規定する極海航行船にあっては，2018 年 1 月 1 日後の最初の定期検査の時期までに，**規則 6 編**の規定に適合していることを，検査により確認を受ける。

(3) 海上漂流者回収に関する計画及び手順書

2014 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶について，2014 年 7 月 1 日より後の最初に予定される中間検査又は定期検査の日までに**規則 3 編 2.18.1**の要件に適合した海上漂流者回収に関する計画及び手順書が備えられることを確認する。

- (4) 自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇の離脱装置
2013 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、規則 3 編 3.13.7-6.(4)から(6)の要件に適合しない自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇の離脱装置について、2014 年 7 月 1 日より後の最初に予定されている入渠又は上架の時期までに規則 3 編 3.13.7-6.の要件に適合した当該離脱装置が備えられることを確認する。(ただし、2019 年 7 月 1 日を超えてはならない。)
- (5) 電子海図情報表示装置
国際航海に従事する船舶について、次の時期までに規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。ただし、次の(a)から(d)に定める日より後、2 年以内に廃船することが主管庁により確認され、電子海図情報表示装置の備え付けを免除された船舶にあってはこのかぎりでない。なお、次に示す「タンカー」とは、規則 4 編 1.1.1-2.に規定する「タンカー」をいう。
- (a) 2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 3,000 トン以上のタンカーについては、2015 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。
- (b) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 50,000 トン以上のタンカー以外の船舶については、2016 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。
- (c) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 20,000 トン以上 50,000 トン未満のタンカー以外の船舶については、2017 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。
- (d) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 10,000 トン以上 20,000 トン未満のタンカー以外の船舶については、2018 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。
- (6) 船橋航海当直警報装置
2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶について、次の時期までに規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。
- (a) 総トン数 3,000 トン以上の船舶については、2012 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。
- (b) 総トン数 500 トン以上 3,000 トン未満の船舶については、2013 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。
- (c) 総トン数 150 トン以上 500 トン未満の船舶については、2014 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。

~~34.~~ 前~~23.~~(5)において、2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 3,000 トン以上のタンカー及び 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 10,000 トン以上のタンカー以外の船舶であって、それぞれ~~23.~~(5)(a)から(d)に定める日以降に引き渡しが行われる船舶にあっては、~~23.~~(5)の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。

~~45.~~ 前~~23.~~(6)において、2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、それぞれ~~23.~~(6)(a)、(b)又は(c)に定める日より後に引き渡しが行われる船舶にあっては、~~23.~~(6)の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2019 年 12 月 27 日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.1 を次のように改める。

1.4.1 一般

-1. 規則 2 編 1.4.1-2.及び-3.の適用上,規則 2 編 1.4.1-2.(2)及び規則 2 編 1.4.1-4.(1)から(5)に掲げる機器等の毎週及び毎月の点検並びに日常保守は,規則 3 編 2.14.2 に規定する手引書に従い,事業所承認規則に基づき本会が認可承認した事業所,主管庁の代行権限を有する他の団体が認可承認した事業所もしくは主管庁が適当と認める事業所によって又は上級士官の指示の下にある乗組員によって行われること。

-2. 規則 2 編 1.4.1-4.にいう「本会が適当と認める方法」とは,国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては,IMO 決議 MSC.402(96)に従った方法をいう。この規定の適用上,救命艇,救助艇,進水装置,~~自動離脱フック~~及び離脱装置の整備及び保守,詳細点検,作動試験,開放及び修理を第三者が行う場合には,当該第三者は,1.4.2-3.(1)に規定するものとする。ただし,1.4.2-3.(1)に規定するものの利用が困難な場合にあつては,事業所承認規則に基づき本会が認可承認した事業所,主管庁の代行権限を有する他の団体が認可承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.3 を次のように改める。

3.2.3 効力試験

-1. 規則 2 編 3.2.3 に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、事業所承認規則に基づき本会が認可承認した整備事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が認可承認した整備事業所もしくは主管庁が適当と認める整備事業所によって認定された人員をいう。ここでいう整備事業所とは、主管庁又は主管庁の代行権限を有する他の団体により権限を与えられた、船舶を運航する業者であっても差し支えない。

-2. 救命いかだ、救命艇及び救助艇に関する効力試験が、規則 2 編 3.2.4-4.に掲げる整備に際して、同項に規定する整備事業者により適正に実施された場合には、当該試験が実施された旨の記録の確認に止めて差し支えない。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2020 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、事業所から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に申込みのあった事業所の承認に適用することができる。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.1 個人用救命設備 (SOLAS Chapter III Reg.7, Reg.32)

2.1.1 として次の 1 条を加える。

2.1.1 救命浮環 (SOLAS Chapter III Reg.7.1, Reg.32)

規則 3 編 2.1.1-1.に規定される救命浮環の最低数及び配置には、鋼船規則検査要領 C 編 C23.9.1-2.(10)で備え付けが要求される救命浮環を含めない。

附 則（改正その3）

1. この達は、2020年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.16 通信 (SOLAS Chapter III Reg.6)

2.16.1 GMDSS 救命設備

-3.を次のように改める。

-3. 規則 3 編 2.16.1-4.に規定する「本会が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶」とは、本会に必要な資料を提出し、次に掲げるいずれかの設備をもって非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置に代えた船舶をいう。

- (1) HF デジタル選択呼出装置 (規則 4 編 2.1.15-2.により備えたものを除く。)
- (2) インマルサット直接印刷電信~~又は~~若しくはインマルサット無線電話又は管海官庁が差し支えないと認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは管海官庁が差し支えないと認める移動衛星業務による無線電話 (~~無線電信等の施設として備えた無線設備規則 4 章において要求されるものを除く。~~)

3 章 救命設備の要件

3.13 として次の 1 節を加える。

3.13 救命艇の一般要件 (LSA コード 4.4)

3.13.8 救命艇の艤装品

2 の独立した推進装置 (2 の別個の機関、軸系、燃料タンク、管装置及びその他の関連する付属品から構成されるもの) を備える救命艇については、規則 3 編 3.13.8(1)の規定を適用しなくても差し支えない。これ以外の事項について、救命艇は規則 3 編 3.13.8 に適合するものであること。

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.1 航海設備

2.1.23 デジタル選択呼出装置

-4.として次の1項を加える。

-4. 規則4編2.1.23-2.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

2.1.24 デジタル選択呼出聴守装置

-4.として次の1項を加える。

-4. 規則4編2.1.24-2.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

2.1.30 を次のように改める。

2.1.30 補助電源

-1. 規則4編2.1.30に規定する補助電源には、衛星航法装置を接続しても差し支えない。この場合、補助電源の容量はこの装置の消費電力を考慮すること。

-2. 規則4編表2.1中、(c)にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

附 則（改正その4）

1. この達は、2020年1月1日から施行する。